

安全装置等導入助成金交付要綱

（事業趣旨）

第1条 中国トラック交通共済協同組合（以下「組合」という。）は、組合員の交通事故ゼロを目指し、事故防止対策に効果が期待される安全装置等（以下「装置等」という。）を導入した組合員に対して、装置等経費の一部を助成する。

（助成対象）

第2条 助成の対象は、組合と対人又は対物賠償共済契約した事業用自動車（軽自動車は除く。）に、次条に定める装置等を新たに導入した組合員とする。

なお、助成の対象数については、1組合員当たり対象装置毎に20台を上限とする。

（対象装置）

第3条 助成対象の装置等については、原則として（公社）全日本トラック協会・国等が助成対象としている装置とする。

なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないこと。

- （1）ドライブレコーダー（車載型映像記録装置）
- （2）バックアイカメラ（後方視野確認支援装置）
- （3）サイドカメラ（側方視野確認支援装置）
- （4）衝突被害軽減ブレーキ装置

※ドライブレコーダーについては、デジタル式運行記録計との一体型を含みます。

なお、サイドカメラは、車両総重量7.5トン以上の車両の左側に装着した場合に限り、助成対象とする。

（助成期間）

第4条 毎年度4月1日から翌年2月末日までとする。

なお、助成は予算額に達した時点で締め切るものとする。

（交付額）

第5条 助成金は、車両1台につき対象装置毎に1万円を限度に交付する。

ただし、バックアイカメラとサイドカメラが一体型の場合は、2万円を限度に交付する。

なお、衝突被害軽減ブレーキ装置については、1車両につき2万円を限度に交付する。

- 2 助成金は、国及び他の機関の助成額を含め、装置等の購入単価を超えない範囲で交付する。
- 3 装置の購入単価には、部品や付属品等の費用並びに取付工賃や消費税は含まないものとし、千円未満は切り捨てることとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金を受けようとする組合員は、別紙「安全装置等導入助成金交付申請書」(以下「申請書」という。)に必要書類を添付し、組合理事長宛に申請するものとする。

2 助成金の申請は車両1台当たり、対象装置毎に1回を限度とする。

3 申請期限は、毎年度3月10日までに安全対策部必着とする。

※3月10日が休業日の場合は、翌営業日必着とする。

(助成金の交付)

第7条 組合は、前条に基づき申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、交付要件に適合すると認められるときは、組合員に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、組合員に対して期限を定めて交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項各号の規定により返還を命じられた組合員については、組合が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として当分の間、これを受付しないものとする。

(財産の処分制限)

第9条 組合員は、装置等の助成金交付日から起算して2年を経過するまでの期間は、当該装置の譲渡、交換、廃棄、多用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ組合の承認を得た場合はこの限りでない。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関するその他の必要事項は、組合が別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

ただし、令和5年度の第4条(助成期間)の始期については、この要綱の施行日からとする。

(経過措置)

2 施行日までのドライブレコーダー装置の助成については、「ドライブレコーダー導入助成金交付要綱(以下「旧要綱」という。)」による。

なお、旧要綱は、施行日をもって廃止する。